

三宅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

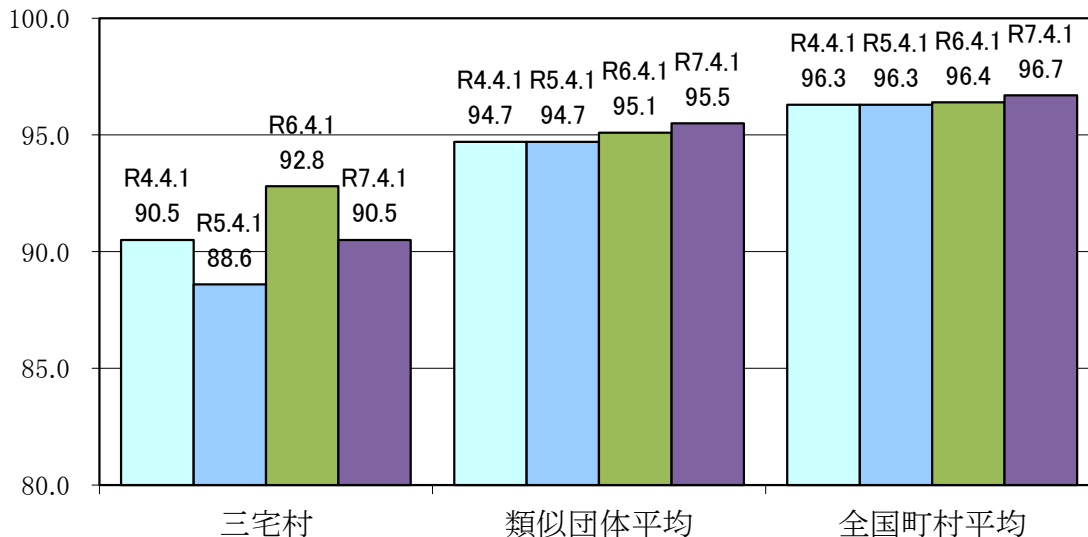
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 2,211	千円 4,378,690	千円 192,734	千円 645,787	% 14.8	% 14.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
6年度	人 75	千円 266,192	千円 43,500	千円 101,363	千円 411,055	千円 5,481	千円 5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、三宅村においても4%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日からは10%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	4 %	10 %
三宅村の支給割合	0 %	4 %	10 %

③ その他見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三宅村	43.6 歳	303,420 円	364,496 円	338,064 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円	341,455 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	三宅村	東京都	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

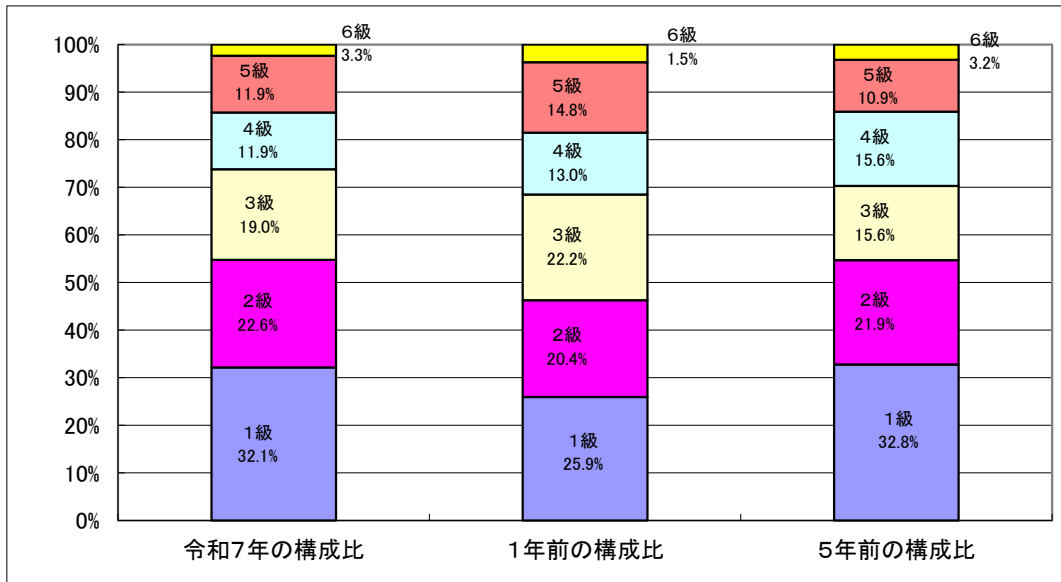
区 分	経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年	
一般行政職	大学卒	257,400 円	335,300 円	352,000 円	256,400 円
	高校卒	240,700 円	302,200 円	301,700 円	384,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	統括課長	2人	2.4%	355,200円	415,700円
5級	課長	10人	11.9%	321,300円	398,200円
4級	課長補佐	10人	11.9%	298,800円	386,100円
3級	係長	16人	19.0%	265,300円	354,700円
2級	主任	19人	22.6%	230,000円	308,500円
1級	主事	27人	32.1%	183,500円	258,100円

(注) 1 三宅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

給料表は国に準じているため、国と同じ。

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三宅村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三宅村	東京都	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,447 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 2,053 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (三宅村)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表	支給可能な成績率	支給実績がある成績表
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

三宅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.00 月分	43.00 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 1,289 千円 自己都合 19,063 千円 応募認定・定年			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
全地域	4%	101人	4%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)	1,537 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	73,190 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)	21.0 %
手当の種類(手当数)	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅病人、同死亡人取扱作業 従事職員特別手当	一般職	行旅病人、同死亡人の取扱作業 に従事したとき	0円	日額病人300円 死亡500円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までの間 において行われる看護師の業務	1,378千円	日額5,200円
救急業務従事職員特別手当	消防士	消防職員が救急業務に従事した とき	159千円	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	50,061 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	568 千円
支給実績(5年度決算)	48,642 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	529 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 に支給 配偶者3,000円・父母等 6,500円・子 11,500円 15歳から22歳の子につ いての加算 5,000円	同		6,398 千円	236,963 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 28,000円	同		4,504 千円	187,675 円
通勤手当	通勤のため自動車等交 通用具使用を常例とする 職員に支給 ・交通機関利用者(支給 限度額) 66,400円 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて 2,000円～31,600円	同		4,574 千円	78,867 円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員について、その 職務の特殊性に基づき 支給 課長 59,500円 統括課長 62,300円	異なる	支給対象 が異なる	8,635 千円	719,583 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 をした場合に支給 4,700 円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	村 長	710,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 村 長	630,000	円	814,000	円/	457,500	円
報 酬	議 長	250,000	円	360,000	円/	171,000	円
	副 議 長	200,000	円	320,000	円/	142,000	円
	議 員	180,000	円	300,000	円/	121,000	円
期 末 手 当	村 長	(6年度支給割合)					
	副 村 長	3.45	月分				
退 職 手 当	議 長	(6年度支給割合)					
	副 議 長	3.45	月分				
	議 員						
退 職 手 当	村 長	710,000円×在職年数×4.0		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 村 長	630,000円×在職年数×3.0		11,360,000		任期毎	
	備 考			7,560,000		任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

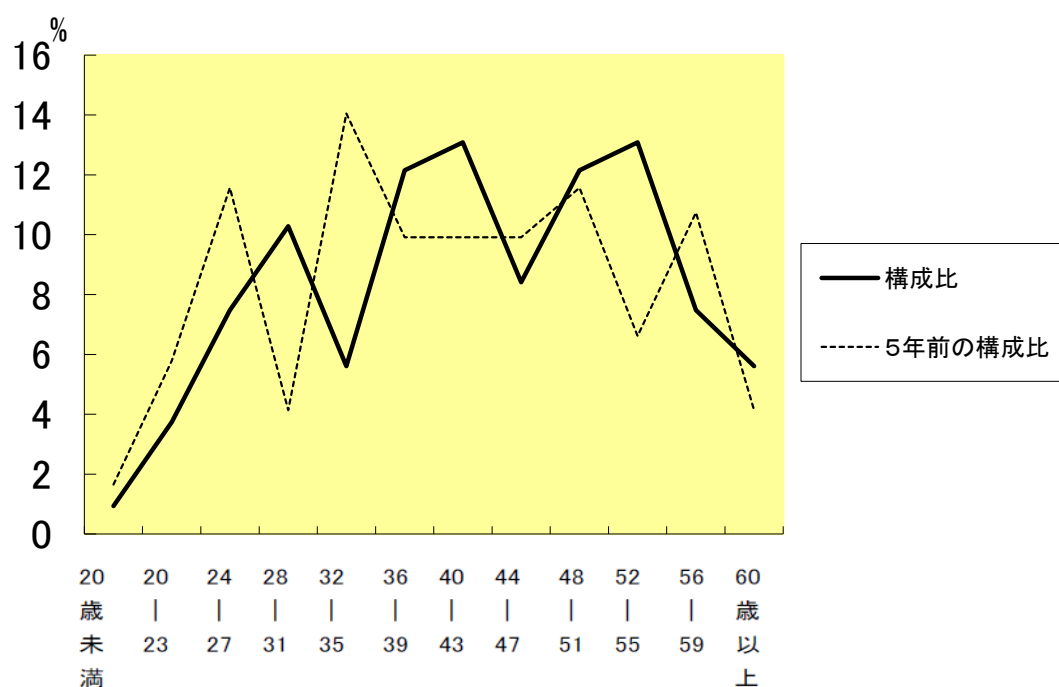
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	1	△ 1	退職による減
		総務	22	24	2	人事異動による増
		税務	5	5	0	
		民生	13	12	△ 1	退職による減
		衛生	5	3	△ 2	退職による減
		農水	3	3	0	
		商工	4	3	△ 1	人事異動による減
		土木	4	3	△ 1	人事異動による減
	計	58	54	△ 4	<参考> 人口1万人当たりの職員数人 244.23 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 227.58人)	
		教育部門	6	6	0	
	消防部門	16	15	△ 1	退職による減	
	小 計	80	75	△ 5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 339.21 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 265.35人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	水道	3	3	0	
		診療所	18	18	0	
		交通	10	9	△ 1	退職による減
		その他	2	2	0	
	小 計	33	32	△ 1		
合 計			113	107	△ 6	<参考> 人口1万人当たりの職員数 483.94 人
			[126]	[126]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1人	4人	8人	11人	6人	13人	14人	9人	13人	14人	8人	6人	107人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		66	65	66	62	58	54	△ 12 (△3.1%)
教育		7	5	6	6	6	6	△ 1 (0%)
消防		17	16	16	13	16	15	△ 2 (△23.5%)
普通会計計		90	86	88	81	80	75	△ 15 (△6.9%)
公営企業等会計計		31	29	31	32	33	32	1 (18.5%)
総合計		121	115	119	113	113	107	△ 14 (△0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 一般旅客自動車運送（バス）事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	126,733	13,025	57,184	45.1	53.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	10	29,931	6,216	8,383	44,530	4,453

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,564

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三宅村	48.1 歳	249,430 円	406,250 円
団体平均	54.7 歳	320,275 円	542,551 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当、イ 退職手当の制度は、三宅村普通会計と同様

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	4%	9人	4%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	4,343 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	434 千円
支給実績（5年度決算）	1,977 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	197 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	一般行政職制度と同様	同		474 千円	237,000 円
住居手当				931 千円	465,500 円
通勤手当				219 千円	43,800 円
管理職手当				— 千円	— 円
宿日直手当				— 千円	— 円